

第3回協議会後に追記・修正した施策一覧

資料3

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。

※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
施策の柱(1) 誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる		
④ ユニバーサルデザインの推進・利用しやすさ(アクセシビリティ)の向上		
a 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進		
42	鉄道事業者が行う駅のエレベーター設置や、身近な公共交通機関である路線バス事業者が行う 車椅子が乗車可能なノンステップバス(スロープ又はリフト付き) の導入に対して助成します。 【用語解説】ノンステップバス: 障害のある人、高齢者、妊産婦等が乗り降りしやすいように配慮した、乗降口に階段のない超低床のバス。	交通政策課
施策の柱(2) 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす		
① 自己選択・自己決定の支援		
c 住宅の確保		
104	職員の配置加算の活用や障害児(者)施設整備費補助金の活用により、重度の障害のある人を受け入れるグループホームの充実を図ります。また、日中サービス支援型の共同生活援助の運営については、自立支援協議会への報告・評価制度について、市町村と連携し、適切に運営することで事業所の質の確保・向上を図ります。	障害福祉課
② 障害福祉サービス等の充実・質の向上		
a 訪問系・日中活動系・居住系サービスなどの充実		
(i) 居宅介護サービスなどの充実		
112	重度の障害のある人が 希望する場所 で安定した生活を営めるよう、障害の重度化等に対応できる 専門的スキルを有する人材 を育成します。	障害福祉課
(iii) 居住系サービスの充実		
新 116	障害者が希望する生活を実現するために重要な役割を担う相談支援について質の向上や提供体制の整備を図るとともに、障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため意思決定支援を推進します。	障害福祉課
新 117	富士・東部圏域においては、利用者の高齢化、障害の重度化、強度行動障害や医療的ケア等により入所施設での専門的支援が真に必要な方及び家族からの施設入所の希望に身近な地域で対応できる施設の整備について、入所定員数が目標定員数を超えないよう努めつつ、整備費の設置者負担を軽減する補助率の引き上げを実施することで整備を促進します。(令和7年度～令和8年度)	障害福祉課
新 118	強度行動障害を伴う重度知的障害者など、最重度の障害者にも対応できる日中サービス支援型グループホームの整備について、整備費の設置者負担を軽減する補助率の引き上げを実施することで、未設置地域である富士・東部圏域における早期開設を促進します。(令和7年度～令和8年度)	障害福祉課
新 119	強度行動障害を伴う重度知的障害者など、最重度の障害者にも対応できる施設の開設までの期間に限り、他圏域との不均衡に対する措置として、未設置地域の利用者が県外の施設を利用する場合に家賃負担の軽減を図ります。	障害福祉課
新 120	入所施設等から地域生活への移行については、全ての入所者に対して地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認し、地域生活を希望する入所者等の意思決定を適切に支援しながら、必要なサービス提供体制の整備を行えるよう市町村及び相談支援事業者との連携を強化します。	障害福祉課
新 121	重度の障害者が安心して生活できる、障害特性に合った住まいの場が地域にあることや、住まいの場の選択肢があることが重要であることから、地域偏在解消に向けた基盤整備の推進や、事業所職員等の専門性を強化し適切な支援を提供するための体制整備を図ります。	障害福祉課
再 112	重度の障害のある人が 希望する場所 で安定した生活を営めるよう、障害の重度化等に対応できる 専門的スキルを有する人材 を育成します。	障害福祉課
新児 124	障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際は、市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所、成人サービス関係者等による協議の場を設置し、移行が困難なケースについては関係者の協力のもとで障害児の意思決定を支援し、円滑・速やかな成人サービスへの移行調整を進めます。	障害福祉課
再 104	職員の配置加算の活用や障害児(者)施設整備費補助金の活用により、重度の障害のある人を受け入れるグループホームの充実を図ります。また、日中サービス支援型の共同生活援助の運営については、自立支援協議会への報告・評価制度について、市町村と連携し、適切に運営することで事業所の質の確保・向上を図ります。	障害福祉課

第3回協議会後に追記・修正した施策一覧

※「番号」欄の左に「新」=新規追加、「再」=再掲、「児」=「児童」となります。

※「番号」欄が緑色で着色されている施策は再掲です。

施策の柱／基本的施策／具体的施策／主な取組		担当課
b 障害児のための支援サービスの充実		
新 児 再	124 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際は、市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所、成人サービス関係者等による協議の場を設置し、移行が困難なケースについては関係者の協力のもとで障害児の意思決定を支援し、円滑・速やかな成人サービスへの移行調整を進めます。	障害福祉課
新 児	139 地域における障害児支援の中核的施設である児童発達支援センターの整備を促進するため、未設置地域における整備費の設置者負担を軽減する補助率の引き上げを実施し、富士・東部圏域における早期開設を促進します。(令和7年度～令和8年度)	障害福祉課
c 医療的ケアを要する障害児(者)の支援体制の充実		
新	165 身近な地域で医療的ケア児やその家族からの相談に応じられるよう、富士・東部圏域への医療的ケア児支援センターのサテライト開設に向けた検討を進めます。	障害福祉課
新	168 医療的ケア児者への支援のため、富士・東部圏域に新規に開設する医療型短期入所事業所(医療機関)に夜間の介護ヘルパーを派遣し、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、短期入所事業の充実を図ります。	障害福祉課
新	169 在宅の医療的ケア児(者)等が医療型短期入所を利用する際の長距離送迎時に介護ヘルパーを派遣し、家族の負担軽減します。	障害福祉課
④ 重度障害者への支援体制の充実		
a 重度障害者とその家族の支援		
(i) 強度行動障害者等への支援		
	192 強度行動障害のある人を支えるとともに、各事業所において強度行動障害を有する障害児(者)に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす人材(中核的人材)の配置を促進します。	障害福祉課
(ii) 医療的ケアを要する障害児(者)の支援体制の充実【再掲】		
新	193 身近な地域で医療的ケア児やその家族からの相談に応じられるよう、富士・東部圏域への医療的ケア児支援センターのサテライト開設に向けた検討を進めます。	障害福祉課
b 重度障害者を支える専門人材の育成		
再	112 重度の障害のある人が希望する場所で安定した生活を営めるよう、障害の重度化等に対応できる専門的スキルを有する人材を育成します。	障害福祉課
c 重度障害者向け障害福祉サービスの充実		
新 再	117 富士・東部圏域においては、利用者の高齢化、障害の重度化、強度行動障害や医療的ケア等により入所施設での専門的支援が真に必要な方及び家族からの施設入所の希望に身近な地域で対応できる施設の整備について、入所定員数が目標定員数を超えないよう努めつつ、整備費の設置者負担を軽減する補助率の引き上げを実施することで整備を促進します。(令和7年度～令和8年度)	障害福祉課
新 再	118 強度行動障害を伴う重度知的障害者など、最重度の障害者にも対応できる日中サービス支援型グループホームの整備について、整備費の設置者負担を軽減する補助率の引き上げを実施することで、未設置地域である富士・東部圏域における早期開設を促進します。(令和7年度～令和8年度)	障害福祉課
新 再	119 強度行動障害を伴う重度知的障害者など、最重度の障害者にも対応できる施設の開設までの期間に限り、他圏域との不均衡に対する措置として、未設置地域の利用者が県外の施設を利用する場合に家賃負担の軽減を図ります。	障害福祉課
新 再	139 地域における障害児支援の中核的施設である児童発達支援センターの整備を促進するため、未設置地域における整備費の設置者負担を軽減する補助率の引き上げを実施し、富士・東部圏域における早期開設を促進します。(令和7年度～令和8年度)	障害福祉課
施策の柱(3) 自らの力を高め、いきいきと活動する		
④ 文化芸術活動の充実		
b 芸術上価値の高い作品への支援		
	279 県内外の優れた作家による作品が評価され、その魅力が発信される機会を創出するため、県内外の芸術上価値の高い作品を集めた企画展を開催し、これを通じて企業等における障害者アートの利活用促進を図ります。併せて、県立美術館におけるメタバース美術館との連携など、より多くの方々へ作品を鑑賞してもらえるよう、デジタル空間における展示についても検討します。	障害福祉課